

向日市給水装置工事事業者の廃止、休止、再開について

事業の廃止、休止又は再開をされる方は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から 30 日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から 10 日以内に、届出書を提出してください。

< 申請受付期間 >

随時受付 (但し、土、日曜日及び祝日除く)

午前 9 時 から 正午 (但し、正午から 1 時を除く)

午後 1 時 から 4 時

< 受付場所 >

上植野浄水場・上下水道部営業課・総務係 (TEL 代表 075-874-3870)

指定給水装置工事事業者（廃止・休止・再開）届出書

令和 年 月 日

向日市長 様

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事事業者の（廃止・休止・再開）の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名 (廃止・休止・再開)	
の年月日 (廃止・休止・再開)	
の理由	